

別紙様式第 18 号（第147条の16の34第 1 項関係）（平30内府農水令 2 ・追加、令元内府農
水令 2 ・一部改正）

（日本産業規格 A 4）

財産に関する調書（ 年 月 日現在）

年 月 日

主たる営業所又は
事務所の所在地

名 称

氏 名

	価 額	摘 要
資 産 現金・預金 有価証券 未収入金 貸付金 土地 建物 備品 権利 貸倒引当金 その他 計(A)	△	
負 債 借入金 未払金 前受金 その他 計(B)		
(A)－(B)		

（記載上の注意）

- 1 この調書は、農林中央金庫電子決済等代行業者が個人である場合に限り、農林中央金庫電子決済等代行業に関する報告書に添付すること。
- 2 価額については、千円を単位として算出すること。千円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 3 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、提出の日の前年の12月31日における残高を記載すること。

4 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。

5 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、直近の固定資産税評価額等の、算出日における適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。以下同じ。）の土地又は建物については、次のとおり計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載することを原則とするが、算出日の借入金の価額が土地及び建物の直近の固定資産税評価額等の合計額以下である場合にあっては、土地、建物及び借入金の価額を全て零とみなしても差し支えない。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\begin{aligned} & \frac{\text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額}}{\text{取得時の自己資金} + \text{返済済み元金額}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{取得時の借入金} + \text{取得時の自己資金}} \\ & + \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \times \frac{\text{居住用の土地又は建物の算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額}}{\text{事業用面積}} \end{aligned}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}}$$

6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。

7 「権利」とは、営業権、地上権その他の無形固定資産をいう。